

## 川崎町条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川崎町建設工事執行規則（平成8年規則第7号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月13日

川崎町長 小山 修作

### 1 入札に付する事項

- 工 事 名：令和8年度施行  
釜房環境浄化センター電気設備更新（第2期）工事
- 工 事 場 所：柴田郡川崎町大字支倉字川向 地内
- 工 期：契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで  
※本工事は週休2日制度の対象工事です。
- 工 事 概 要：施設内の水処理設備機器の更新など  
①電気設備工事…機器更新、機能増設  
②上記に伴う既存設備の撤去等
- 予 定 価 格：金84,400,000円（税抜）
- 支 払 条 件：前払金…有（契約金額の40%以内）、中間前払金…有
- 入 札 保 証 金：免除
- 調 査 基 準 価 格：設定あり
- 入 札 方 式：特別簡易型総合評価落札方式を適用

### 2 入札参加資格に関する事項

- 令和7・8年度川崎町競争入札参加資格の承認「電気工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定に基づく総合評価値が700点以上）」を受けていること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 公告日から入札日までの間に宮城県及び宮城県内の市町村から指名停止の期間中でないこと。
- 当該工事に係る設計業務の受託者でないこと。また、当該受託者と資金面又は人事面において関連がないこと。
- 法第3条第1項に規定する許可を受けているとともに、同項に規定する営業所等を宮城県内に有していること。
- 法の定めるところにより、主任技術者又は監理技術者をこの工事現場に配置できること。

### 3 総合評価落札方式

当該一般競争入札は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素及び地域貢献度等を評価の対象に加え、価格と価格以外の両面を総合して最も優れたものをもって入札に参加したものを落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を採用する。

川崎町特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に基づく総合評価落札方式に必要な提出書類等は下記のとおりである。なお、提出日については、入札時に提出を求める。

- (1) 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求める。
- (2) 総合評価技術資料については、落札者決定基準の別記様式第1号から別記様式第4号に必要事項を記入し、入札書提出時に1部を提出すること。
- (3) 落札候補者が決定した段階で、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容についての確認資料の提出を求めることがある。
- (4) 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）。
- (5) 総合評価技術資料は返却しない。
- (6) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- (7) 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないもの入札は無効とする。
- (8) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- (9) 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

#### 4 入札参加の申請等

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

##### (1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格承認申請書  
（川崎町建設工事条件付一般競争入札実施要綱「（様式1）」）
- ② 建設業許可証明書の写し（「（様式1）」の添付資料）
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し又は経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
- ④ その他入札参加資格要件を確認できる書類の写し
- ⑤ 申請者の住所、氏名を記載した返信用封筒（110円切手貼付）1枚

##### (2) 受付期間及び提出場所等

- ① 受付期間：令和8年5月14日（木）から令和8年6月3日（水）まで  
（ただし、土曜・日曜・祝日を除く。）
- ② 受付時間：10時から16時まで（ただし、12時から13時までを除く。）
- ③ 提出先：川崎町役場 2階 総務課
- ④ 提出部数：正本1部を持参のこと（※郵送不可）

#### 5 申込書類の配付場所及び期間

- (1) 配付期間：令和8年5月14日（木）から令和8年6月3日（水）まで  
（時間帯などの条件は上記「4(2)の①、②ただし書き」に同じ）

- (2) 配付場所：川崎町役場 2階 総務課

※川崎町の公式ホームページよりダウンロード可能です。

トップページ内の「川崎町からのお知らせ」をご覧ください。

URL <http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/>

[ダウンロードによる入手ができない場合は、電子媒体を持参の上、川崎町役場2階総務課にお越し下さい。]

#### 6 参加資格の審査等

- (1) 入札参加資格の有無については、令和8年6月5日（金）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その旨の通知を受けた日の翌日

から起算して2日（土曜、日曜、祝日を除く。）以内に、町長に対して書面によりその理由について問い合わせることができる。

## 7 現場説明会

設計図書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

## 8 設計図書等の閲覧・貸出

当該工事に係る仕様書、図面は、次のとおり閲覧・貸出に供するものとするほか、川崎町の公式ホームページにおいても公開する。

(1) 閲覧・貸出場所：川崎町役場 2階 情報公開室（同階：総務課において受付）

※貸出については、電子データの提供とします。

(2) 閲覧等の期間：令和8年5月14日（木）から令和8年6月3日（水）まで  
（時間帯などの条件は上記「4(2)の①、②ただし書き」に同じ）

## 9 閲覧図書に関する質問

設計図書等について質問がある場合は、質問書（様式4）に記入し、FAXで提出すること。

川崎町役場 総務課 TEL0224-84-2111、FAX0224-84-6789

なお、質問書に対する回答は、全社にFAX等にて供するものとする。

(1) 質問の受付期間及び時間：令和8年5月14日（木）から令和8年5月27日（水）まで  
（時間帯などの条件は上記「4(2)の①、②ただし書き」に同じ）

(2) 質問回答書の期日：令和8年5月29日（金）を目安に回答する。

## 10 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和8年6月12日（金）午後1時15分から

(2) 場 所：川崎町役場西庁舎3階 会議室

## 11 入札の失格、無効等

(1) 入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに「川崎町建設工事指名競争入札参加心得（平成10年3月30日）第8、第9」の規定に基づく条件に該当した入札は失格又は無効とし、失格、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(2) 落札候補者が入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

(3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、川崎町の指示に従わなければならない。

## 12 入札の方法

(1) 入札参加資格者は、入札参加資格承認通知書を当日持参し、入札担当者の確認を受けること。

(2) 郵送や電送による入札は認めない。

(3) 入札に際し、入札関係者以外の立ち合いは、原則として認めない。

(4) 代理人をもって入札をする者は、入札の前に入札に関する委任状を提出しなければならない。

(5) 入札書は封かんの上、入札者の氏名及び工事名を表記し、入札執行者が指示する時刻までに入札箱に投函しなければならない。

(6) 契約にあたっては、入札書に記載された金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する「消費税を含まない」金額とする。

- (7) 入札者は「川崎町建設工事指名競争入札参加心得第4の5」の規定に基づき、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書「積算書」を作成し、入札当日に提出しなければならない。
- (8) その他入札にあたっては、「川崎町建設工事指名競争入札参加心得」を遵守すること。

### 13 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨をつぎに掲げるところにより申し出るものとする。
  - ① 入札執行にあつては、入札辞退届を入札執行担当課長等に直接持参し、又は、書留郵便（入札執行の前日までに到着するものに限る。）をもって行う。
  - ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。
  - ③ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### 14 入札の延期等

- (1) 入札前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者が不穩の行動を示す等入札を公正に執行することができないと認められるときも前項と同様とする。

### 15 開 札

- (1) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立合で行う。
- (2) 入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札は有効として取扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、入札参加者は、再度入札を辞退したものとして取扱われる。
- (3) 入札金額の読上げについては、失格及び無効以外の最低入札金額のみについて行う。

### 16 落札者の決定方法

「川崎町建設工事特別簡易型総合評価落札方式実施要領」及び「川崎町特別簡易型総合評価方式 落札者決定基準」に示すとおりとし、入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をしたもののうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は「低入札価格調査基準額」を設定するため、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したもののうち、次に評価点の高いものを落札者とすることができる。

落札者を決定したときは、その結果を直ちに川崎町役場1階の掲示板並びにホームページ上に公表するとともに、落札者等に対し、落札決定等した旨を通知する。

なお、落札となるべき最も高い評価点の入札をした者が2者以上ある時は、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、該当者にくじ引きの方法について別途連絡する。

### 17 契約保証金

契約締結時に契約金額の100分の10以上の額又は建設工事執行規則第21条に基づく契約保証金に代わる担保（保証事業会社、保険会社又は金融機関の保証証券又は証書）を

納付、又は、提出しなければならない。

## 18 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制度違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、本工事が完了するまで、病気・死亡・退職など特別な事情を除き、本工事に専任した技術者の変更は認めない。

## 19 その他入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

川崎町暴力団等排除措置要綱（平20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (1) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第11号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

## 20 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明資料を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

**21 担当課** 〒989-1592 宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁175-1  
川崎町役場 総務課 電話：0224-84-2111(内1212)、FAX：0224-84-6789

## 【落札者決定までの主な流れ】

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札公告	令和8年5月13日（水）	川崎町大字前川字裏丁175-1 役場 1階及び外の掲示板
設計図書等の閲覧	令和8年5月14日（木）から 令和8年6月3日（水）まで	川崎町大字前川字裏丁175-1 役場 2階 情報公開室 川崎町ホームページ
入札参加資格申請	令和8年5月14日（木）から 令和8年6月3日（水）まで	川崎町大字前川字裏丁175-1 役場 2階 総務課内
質問の受付	令和8年5月14日（木）から 令和8年5月27日（水）まで	川崎町大字前川字裏丁175-1 担当：川崎町総務課
質問の回答	令和8年5月29日（金）を目安	ファクシミリ施行 川崎町ホームページ
評価技術資料の提出	令和8年6月12日（金）	川崎町大字前川字裏丁175-1 川崎町役場西庁舎 3階会議室
入札執行日	令和8年6月12日（金）	川崎町大字前川字裏丁175-1 川崎町役場西庁舎 3階会議室
入札結果の公表	落札者の決定をした日の翌日	川崎町大字前川字裏丁175-1 役場 1階 掲示板 川崎町公式ホームページ